

●香川県告示第32号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における共同漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成26年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
- (2) 漁業の名称 あゆ漁業、ふな漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置及び区域 別表のとおりとする。

2 制限又は条件

- (1) 河川の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 水利の妨害をしてはならない。
- (3) 水利関係者、河川管理者と協議の上操業しなければならない。
- (4) 水利関係者、河川管理者との合意事項は、これを厳守しなければならない。
- (5) 知事が定める様式により、毎年1月末日までに、その年の増殖計画及び前年の増殖実績を提出しなければならない。

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 免許の存続期間 平成26年4月1日から平成36年3月31日
- 5 関係地区 別表のとおりとする。
- 6 免許申請期間 平成26年2月26日8時30分から同月28日17時まで

別表

計画番号	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
1	三豊市財田町・山本町・豊中町、観音寺市内の財田川	三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺市観音寺町、三架橋上流端までの財田川本流	三豊市、観音寺市